

【資料２】

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議の公開に関する基準（案）

制定 令和６年７月 日
品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議会長決定

（趣旨）

第１条 この基準は、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例施行規則（令和６年品川区規則第８号）第５条第４項に基づき、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定める。

（会議の非公開）

第２条 規則第５条第４項ただし書に規定する会長が公開することが適当でないと認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 会議において取り扱う情報が品川区情報公開条例（平成９年品川区条例第２５号）第７条各号に掲げる情報に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害される恐れがあると認められたとき。

２ 会長は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときまたは委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

（傍聴券の交付）

第３条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（様式第１号）の交付を受け、傍聴中はこれを所持しなければならない。

２ 傍聴人は、会議当日の受付時間内で先着順に１人につき１枚交付する。

３ 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に氏名、住所および電話番号を記入しなければならない。

４ 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。

（傍聴人の定数）

第４条 会議の公開に係る傍聴人の定員は、１０名とする。ただし、会議の運営上、傍聴人の席を設けることができない場合その他特別な事情がある場合は、会長が定員を定めることができる。

（傍聴席への入場禁止）

第５条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることはできない。

- (1) 凶器その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（ただし、第７条の規定により会長の許可を得た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食、喫煙または談笑しないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影の許可)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影を行おうとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において録音または動画を撮影してはならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人がこの基準の規定に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、該当傍聴人を退場させることができる。

(議事録)

第10条 会議の議事録は、その要旨を作成し、区ホームページに掲載して公開する。なお、発言者の氏名は公開しないものとする。

(会議の資料)

第11条 会議において配付された資料は、区ホームページに掲載し公開する。ただし、会議において、第2条第1項各号に該当するため非公開と決定された会議の資料については、公開しない。

(委任)

第12条 この基準に定めのない事項は、会長が定める。

No. _____

品川区ジェンダー平等と
性の多様性を尊重し合う社会推進会議
傍 聴 券

年月日 _____

会場 _____

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議の公開
に関する基準（抜粋）

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければなら
ない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否
を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食、喫煙または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為
をしないこと。

※この傍聴券は当日に限り有効です。

※傍聴券は退室（傍聴終了時）される際に回収いたします。